「第3次さがみはら国際プラン(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

市民、市民活動団体、大学、企業、行政など、国際化施策に携わる人又は団体の基本 指針となる「第3次さがみはら国際プラン」を策定するに当たり、市民の皆様からご意 見を募集したところ、5人の方から8件のご意見をいただきました。

この度、いただいたご意見の内容及びそれに対する市の考え方をまとめましたので、 次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ·募集期間 令和元年12月5日(木)~令和2年1月14日(火)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、シティセールス・親善交流課、各行政資料コーナー、 各まちづくリセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくリセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

(1)意見の提出方法

	意見数	5人(8)件
内訳	直接持参	1人(4)件
	郵送	0人(0)件
	ファクス	0人(0)件
	電子メール	4人(4)件

(2)意見に対する本市の考え方の区分

ア:計画案等に意見を反映するもの

イ:意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ:今後の参考とするもの

エ:その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3)件数と本市の考え方の区分

項目		市の考え方の区分			
		ア	1	ウ	н
全般に関すること	3		2	1	
第1章 「第3次さがみはら国際プランを策定す るに当たって」に関すること					
第2章 「本市の国際化の現状と課題」に関すること					
第3章 「基本理念と基本目標」に関すること					
第4章 「施策の基本方向と施策」に関すること	5		2	3	
第5章 「第3次さがみはら国際プランの体系図」 に関すること					
その他					
合 計	8		4	4	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全	般に関すること		
1	国際化や多文化共生については、	第3次さがみはら国際プラン	
	漠然と「そうあるべきである」とい	(案)につきましては、本市を取り	
	う印象で計画を推し進めるのでは	巻く外国人等の状況や国の動向、施	
	なく、欧州諸国の移民政策などか	策を推進していく上での課題等を	
	ら、それを推進することで社会がど	分析した上で作成しております。い	ウ
	う変化するか、良いところ悪いとこ	ただいたご意見につきましては、施	
	ろを精査し、その結果を明示した上	策を推進していく上での参考とさ	
	で検討していくべきではないでし	せていただきます。	
	ょうか。		

	T		
2	「都市の国際化」は国外との交流	第3次さがみはら国際プラン	
	や協業、協同の結果としてなされる	(案)の作成に当たりましては、本	
	もので、国際化そのものを目的に行	市の成長や発展に向けて、どのよう	
	動するのは本末転倒の印象が否め	な国際化施策を実施するべきかと	
	ません。その交流がお互いに何を提	いう視点のもと検討してきたとこ	
	供できるのかという考え方が必要	ろであり、その結果として相模原市	
	ではないでしょうか。	の魅力や強みを生かした国際展開	1
		の推進や、諸外国との交流・協力の	'
		推進などの各施策を位置付けてい	
		るところでございます。各施策の実	
		施に当たりましては、市民の皆様に	
		どのような効果をもたらすかにつ	
		いて、分析整理しながら進めてまい	
		ります。	
3	相模原市に存在する最大の外国	第3次さがみはら国際プラン	
	人コミュニティは在日米軍関係者	(案)は、在日米軍関係者も含め、	
	にほかなりません。彼らもまた市内	市民、市民活動団体、大学、企業、	
	に居住または勤務する外国人であ	行政など国際化施策に携わる人又	
	ることには変わりなく、現に存在す	は団体の基本指針として作成した	1
	る他文化である以上は、国際プラン	ものでございます。	
	という視野の中に明確に含めてい		
	く必要がある存在なのではないで		
	しょうか。		
第	4章 施策の基本方向と施策に関する。		
4	福祉分野の相談が増えているよ	いただいたご意見につきまして	
	うですが、その際、社会福祉士の配	は、外国人市民への対応体制を検討	
	置が必要であると考えます。社会福	するに当たり大切な視点が含まれ	
	祉士については、これまで日本人を	ておりますので、今後の取組の推進	
	対象とすることが多かったですが、	に当たりまして参考とさせていた	
	ここ数年外国人支援ができる人材	だきます。	
	が養成されており、青年海外協力隊		<u>,</u> ,
	や各自治体の国際交流センター等		ウ
	で豊富な実務経験を有する方もい		
	ます。外国語ができる相談員の配置		
	も必須ですが、相談内容が複雑で多		
	様化する中、対人相談援助の専門職		
	も常勤で配置いただきたいです。		

「災害時におけるさがみはら国 いただいたご意見につきまして 際交流ラウンジ運営機構の協力に は、災害時における外国人市民への 関する協定」に則り、運営機構が防 対応を検討するに当たり大切な視 災センターを設置することになっ 点が含まれておりますので、今後の ていますが、運営機構はボランティ 取組の推進に当たりまして参考と させていただきます。 アから構成される任意団体であり、 事務を遂行する常勤スタッフすら 一人も存在しないため、災害時に参 集義務のある人員が皆無です。した がって、施策2-1の4つ目の取組 については「市はラウンジ施設の管 理運営を業務委託している市国際 ウ 化推進委員会と防災協定をできる だけ速やかに締結し、災害時に緊急 情報を多言語で提供できるよう体 制整備に努めます」とし「協定に基 づき設置される防災センターでは」 の文を後続させ、さらに「なお防災 協定の実効性を担保するため、市国 際化推進委員会が採用するラウン ジスタッフの常勤職員化を図ると ともに、館長・副館長職を置いて災 害時対応に万全を期します」と付言 してください。 6 市長の「川崎市に引けを取らない 第3次さがみはら国際プラン ような厳しいヘイトスピーチ禁止 (案)におきましては、国籍や文化 条例を制定したい」との声明や相模 などの違いにかかわらず、誰もが安 心して暮らせるよう、外国人市民の 原市での選挙で実際に人種差別の 扇動的行為が堂々と行われた事実 人権尊重に向けた教育や啓発を推 を踏まえますと、多文化共生の町を 進することとしております。 標榜する相模原市においてヘイト なお、現在本市におきましては、 ウ スピーチは似つかわしくありませ ヘイトスピーチへの対応も含め、人 ん。よって「第3次さがみはら国際 権尊重のまちづくりに向けた条例 プラン」に条例化についての記載を に関する検討を進めている段階で 具体的に盛り込むべきです。 あることから、いただいたご意見に つきましては、この検討に当たって の参考とさせていただきます。

7	東京オリンピックの事前キャン	第3次さがみはら国際プラン	
	プ地として相模原市を選択したブ	(案)におきましては、ホストタウ	
	ラジルとカナダの二ヶ国について、	ン相手国であるブラジル・カナダと	
	充分なサポートを提供するととも	の交流を推進していくこととして	1
	にこの大会限りではない形での継	おります。いただきましたご意見の	71
	続的な関係構築を模索できないで	とおり、大会限りではなく、継続的	
	しょうか。	に交流ができるよう取組を推進し	
		てまいります。	
8	国際交流ラウンジの認知度をも	第3次さがみはら国際プラン	
	っと向上させるべきだと思います。	(案)におきましては、国際交流ラ	
	日本人の市民もふらっと入りやす	ウンジの運営体制の強化に向けた	
	い、入っても対応できる人員体制を	手法の検討や認知度の向上を図る	1
	取ることで、日本人の市民の意識や	こととしております。いただきまし	
	知識が上がれば、外国人市民も過ご	たご意見も踏まえ、こうした取組を	
	しやすいまちになると思います。	推進してまいります。	